

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2012.4.1 No.2



地域ごとに農地パトロールを実施



行動する農業委員会をめざして 耕作放棄地解消に向けて「農地パトロール」を実施

大仙市農業委員会では、毎年8月から12月までを「農地パトロール強化月間」と定め、今年度も11月から12月にかけて農地パトロールを実施しました。

パトロールは、管内を8エリアに分けて、農業委員、農業委員会協力員、農業委員会職員が公図、住宅地図等を持参し、農地の無断転用の早期発見、耕作放棄地の調査を行いました。

今年度の調査では、農地の無断転用はありませんでしたが、耕作放棄地およそ17ヘクタールを確認しました。

耕作が放棄されている農地は、周囲の優良な農地に迷惑をかけるばかりでなく、病害虫の発生や火災の発生また産業廃棄物の不法投棄など環境の悪化につながります。

農業委員会では、今後も農地パトロールを通じての監視活動を続け、その解消・改善・指導を強化してまいります。



農業法人等の経営者の皆さんへ 「農の雇用事業」が新たな従業員への研修費用等を助成します

全国農業会議所では、新たに就業希望者を雇用する農業法人等に対して、研修に要する経費などを助成する「農の雇用事業」を実施します。平成24年度の募集については、これまでの事業よりも支援内容が充実しております（助成額・年間最大120万円、支援期間・最長2年間）。また、平成24年度は、3回の募集を予定しております。

■支援内容

農業法人等が就農希望者（以下「研修生」という。）を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修に必要な経費の一部を助成。

〈助成額〉

研修生1人当たり

年間最大120万円

内訳

①新規就農者に対する研修費

※1 月額最大9万7000円

②指導者研修費

※2 年間最大3万6000円

※1 助成額の上限は研修生に支払った月あたりの賃金額となります。

※2 指導者自らが人材育成手法や



労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

〈支援対象となる主な経費〉

①新規就農者に対する経費

(ア) 農業法人等の指導者が、研修生に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費、就業上必要な各種資格取得のための講習費、テキスト購入費、受験料等。
(イ) 外部講師（先進的な農業法人、専門的な知識を有する者等）からの指導を受けた際の謝金等。
(ウ) 研修実施及び資格取得に必要な交通費等。

(エ) 研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料の事業主負担分。（社会保険（厚生年金保険料、健康保険料）の事業主負担分は対象となりません）

②指導者研修費

研修生を指導する者又は経営者等が、農業法人等における人材育成や労務管理等の向上に必要な知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金やテキスト購入費、研修に必要な交通費（①の研修期間中に実施するものに限りません）。

〈助成期間〉 最長2年間

■対象者

以下の期間に正規従業員として雇用（就業を開始）した農業法人、農業者等。

平成24年度第1回募集（平成24年7月1日研修助成開始分）

平成23年10月15日（火）～平成24年5月15日（火）

平成24年度第1回募集（平成24年7月1日研修助成開始分）

平成24年4月2日（月）～平成24年5月15日（火）

■募集期間

平成24年度第1回募集（平成24年7月1日研修助成開始分）

平成24年4月2日（月）～平成24年5月15日（火）

平成24年4月2日（月）～平成24年5月15日（火）

平成24年4月2日（月）～平成24年5月15日（火）

■農業法人等の要件

● 就農に必要な実践研修を行う農業法人、農業者、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業サービス事業体であること。

● 正職員（期間の定めのない雇用契約、労働時間週35時間以上）として雇用すること。

● 雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させること。

● 雇用就農者との間に原則として過去に雇用関係が無いこと（短時間労働者・季節労働者を正職員として雇用する場合を除く）。

● 労働保険（労災保険、雇用保険）に加入すること。

● 過去に雇用及び研修に関して法令に違反するトラブルが無いこと。

● 国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金（例・特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金）等を受給していないこと。

● 雇用就農者が青年就農給付金（準備型）で研修を受けた経営体と同じ経営体ではないこと。

● 過去に本事業の対象となった雇用就農者が複数いる場合、1/3以上が農業法人等の原因により離職していないこと。

■雇用就農者に関する要件

● 雇用就農者の農業就業経験が5年以内であり、研修終了後も継続して農業に従事する意志があること。

● 雇用就農者が過去に本事業の対象となっていないこと。

● 当該農業法人等の代表者の親族でないこと（他の労働者と同等の労働条件の場合を除く）。

■申請先

秋田県農業会議 担い手支援部
〒010-0951 秋田市山王

4丁目1-2 秋田地方総合庁舎内
電話・018-860-3540
FAX・018-823-7361

■問い合わせ先

大仙市農業委員会事務局及び各分室

農地取得に必要な 下限面積は 50アール

農地の売買・贈与・賃貸借等には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の中の1つに経営農地の下限面積要件があります。取得しようとする農地を含め、経営面積が一定（秋田県の場合

50アール）以上にならないと許可できないとするものです。

この下限面積は、地域の実情に適さない場合、農業委員会の判断で引き下げることができます。大仙市では、経営規模50アール未満の農家戸数が基準の40%を大きく下回っていること、全体の農地に占める耕作放棄地の割合が低い状況等から、引き続き農地法どおりの50アールとすることに、総会において決定いたしました。

第55回秋田県農業委員会大会開催

第55回秋田県農業委員会大会が、昨年の11月1日に横手市民会館において開催されました。

大会では、「農業の競争力・体質強化に結びつく施策に関する要請」「農地の効率的利用と農業委員会組織の体制整備に関する要請」「地域の農地と担い手を守り活かす農業委員会活動に関する申し合わせ決議」の3議案が議決されたあと、緊急決議として「TPP交渉への参加反対を求める緊急要請」が決議されました。

このあと、決議事項を速やかに政府、国会並びに関係当局に対し要請するため、12月6日に大仙市農業委員会の細谷会長をはじめ、県内の農

業委員会の代表者による、県選出国会議員に対する要請活動を行いました。



大会決議を提案する細谷会長

農業委員研修報告

第14回全国農業担い手サミット in長野に参加して

広報専門委員会委員長
鈴木清敏

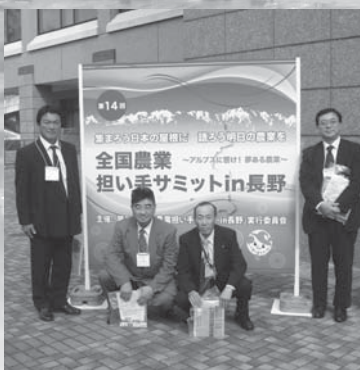
昨年の11月15日、16日の2日間、長野県において、「集まるう日本の屋根に 語ろう明日の農業を」をテーマに「響け！夢ある農業」をテーマに、第14回全国農業担い手サミットが約2千人を集め、歓迎のイベントでは、皇太子殿下もご臨席され開催されました。大仙市農業委員会からは、細谷会長、加藤会長職務代理者、事務局職員1名、そして私の計4名が参加いたしました。

現地研修会は、長野県各地で28コースが設定されていましたが、私達が参加したコースは、上小地域の「6次産業化を図る稲作・酪農とワイン特区コース」でした。実際に見学した箇所は、稲作部門からの糞尿と水稲部門からの稲ワラ・籾殻・米ぬかを有機的に利用することにより環境にやさしい農業経営を実践し、第50回農林水産祭（農産部門）天皇杯を受賞した（株）永井農場と、果実を原材料とする果実酒を新たな特産品として創出し、農地の面的集積と耕作放棄地の解消を結びつけ、ブドウの生産から醸造・販売まで一貫経営のワイナリーを開業した（株）リュードリアンでした。

いずれも、私達の地域と環境または立地条件が全く違うので、同じ状態で経営することは難しいように思えました。ただ、農業に対するやる気と意気込みは同じだと思いました。農業は、個人での経営は難しく、個人ごとの考えよりも、共同の力で考え、実践し組織的な経営で経営コストをできるだけ低くしていくことが、今後の課題だと思いました。

今後、我々世代に課せられたやるべきことは、低コストを目指した農業経営、中でも機械の共有化、共同利用として農地の有効利用、育苗ハウス利用等を確立させ安定した収入源をつくり次世代に継承していくことが大切に思いました。そうすれば、自然に担い手が増えてくるように思います。

最後に私は、今だからこそ集落、そして地域ぐるみの一致団結が大切で、それが大きな農業発展の推進力につながると思いました。



長野県松本文化会館前にて

平成24年度大仙市農作業標準賃金・料金表

大仙市農業委員会では、平成24年度の農作業標準賃金及び料金表について、次のとおり定めました。

なお、この表は標準額ですので、作業場所の状態や作業の難易等により異なる場合は、これを参考に、当事者間の話し合いで決定してください。

区 分			単 位	金額(円)	備 考
一 般 農 作 業			1日	6,500	・作業時間は8時間とし、賄いはなしとします。
トラクター	耕 起	整 理 田	10a	5,300	・新規転作田の場合は別途協議 願います。
		未 整 理 田		5,800	
		畑		5,800	
	代 か き	整 理 田	10a	5,700	
未 整 理 田		6,000			
田 植 機	田 植	整 理 田	10a	5,000	・肥料、農薬は委託者負担とします。 ・すみ植えは含みません。 ・苗運搬は含みません。 ・側条施肥田植機で農薬を同時散布 する場合は500円上乗せとします。
		未 整 理 田		5,600	
	側条施肥田植	整 理 田	10a	5,700	
		未 整 理 田		6,300	
苗 代	育 苗	緑 化 苗	1箱	510	・農薬代は別途料金とします。
		硬 化 苗		660	
苗 運 搬			1箱	30	
畦 畔 つ き			片面1m	30	
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	15,000	・すみ刈は含みません。 ・一貫作業は刈取から調整までと します。
		未 整 理 田		16,000	
	一 貫 作 業	整 理 田	10a	26,500	
		未 整 理 田		28,500	
籾 運 搬			10a	1,500	
籾 乾 燥			60kg	950	
籾 摺 り・調 整				450	
精 米				600	
オ ペ レ ー タ ー				1時間	1,300
地 上 防 除			10a(1回)	1,000	・農薬代は別途料金とします。

※この表は標準ですので、圃場等の状況を考慮し料金を決めてください。

※この料金表には消費税が含まれています。

※未整理田とは30a未満の圃場をいいます。



一時転用(砂利採取)の
現地調査

転用申請の現地調査



改正農地法により、地域における農業の取り組みを阻害するような権利取得を排除するため、これまでの許可基準に、周辺地域との調整(地域との調和要件)が加えられました。そのため、大仙市農業委員会では、公正な審査を図るため、許可の判断にあたっては、農地法第3条、第4条、第5条、すべての許可申請の事案について、農業委員と職員が現地に出向いて、現地調査を行っています。また、総会においては、農業委員が自分の担当する案件について、現地調査の結果を報告し意見を述べております。

農地を守る

大仙市農業委員会農地賃借料情報

農地法の改正により、農地の賃借料の目安として40年近く定着してきた標準小作料制度は廃止されました。代わりに地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになりました。

平成23年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された農地の賃貸借の10アール当たりの賃借料水準は次のとおりとなっておりますので、賃借料を決める際の参考としてください。

■田(水稻)の部

(10a当たり:円)

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	
東部地区	大曲地域	圃場整備内	19,600	23,000	12,000	590
		圃場整備外	16,600	25,000	9,000	687
	中仙地域	圃場整備内	19,400	26,000	13,000	488
		圃場整備外	15,600	20,000	9,000	408
	仙北地域	圃場整備内	20,100	30,000	17,000	583
		圃場整備外	17,600	20,000	9,000	144
太田地域	圃場整備内	18,800	25,000	9,000	413	
	圃場整備外	16,600	23,000	9,000	111	
(参考) 大仙市東部地区平均	圃場整備内	19,500				
	圃場整備外	16,400				

■田(水稻)の部

(10a当たり:円)

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	
西部地区	神岡地域	全域	15,300	21,500	8,000	617
		刈和野	12,800	19,200	10,000	44
	西仙北地域	土川	10,800	15,000	8,000	108
		大沢郷	12,300	23,800	8,500	264
		強首	16,600	25,600	7,000	519
	協和地域	荒川	13,000	19,000	10,000	85
		峰吉川	13,600	18,000	10,000	26
		船岡	11,300	12,800	10,000	42
		淀川	16,800	25,600	8,000	355
	南外地域	南檜岡	13,700	19,000	8,000	171
		外小友	11,100	17,600	10,000	141
	(参考)大仙市西部地区平均		13,400			

※1 畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記しません。

※2 西部地区は圃場整備の区分は設けていません。

※3 データ数とは、集計に用いた筆数です。

※4 (参考)の平均額は、データ数による加重平均の値です。

※5 農地の貸し借りを行う場合は、この賃借料情報を参考に当事者間の話し合いにより、賃借料を決定してください。

**農地を相続したときは
届出が必要です**

改正農地法の施行日(平成21年12月15日)以降に、相続等によって農地を取得した場合は、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要です。この届出は、権利取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に行うことと定められています。また、届出を行わなかったり虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料が科せられることがあります。届出の様式や不明な点については、農業委員会までお問い合わせください。



**納税猶予を
受けている方へ**

納税猶予の適用を受けている期間は、あくまで、納税を猶予(延期)していることです。適用を受けている農地に売買、転用等がある場合はもちろん、その農地が耕作放棄地となっている場合についても猶予されている贈与税が課税されます。適用を受けている農地について、再度ご確認いただきまして、適正な農地の管理をお願いします。農地の納税猶予に関してご不明な点がありましたら、農業委員会までお問い合わせください。

大仙市農業施策に関する 建議書を提出

農業委員会では、昨年12月16日、細谷会長、加藤会長職務代理人、渡邊農政専門委員会委員長の3名が市役所本庁舎に栗林市長を訪ね、「平成23年度大仙市農業施策等に関する建議書」を提出いたしました。

この建議書は、農業委員会が、農業者の代表機関として農業の抱える諸課題に積極的に取り組み、地域産業の一翼としての農業を確立・発展させるため毎年行っているものです。
なお、建議の主な内容は次のとおりです。

中規模営農組織の設立、複合経営農家への補助制度等の充実について

- ① 将来の集落営農組織化、法人化につながる担い手農家を中心とした中規模な営農共同組織を新たに設立した場合の支援体制・補助制度の確立を。
- ② 米の依存型から更なる複合経営への充実のための、県の農業夢プラン実現事業補助金の補助率の更なるアップへの働きかけと、不足分を補完するような複合経営に対する、市独自の補助制度の充実を。

遊休農地、耕作放棄地の解消について

- ① 農地の荒廃を防ぐため、市単独事業である「中山間農地引き受け手確保事業」に加え、国の事業である「耕作放棄地再生利用交付金」に、市当局からも補助制度の拡充を。
- ② 集落や自治会等の団体が、草刈り等を実施した場合に、機械借り上げ料や燃料費の市単独の補助制度の拡充を。

国、県の農業施策の充実について

- ① 米の需給調整対策の強化の施策や、農業の再生産が可能な最低価格補償制度、戸別所得補償制度のさらなる拡充、産地づくり交付金、戦略作物への助成金等の継続について市当局からも国、県に働きかけを。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応について

- ① TPPに関する政府による情報発信は不十分であり、国民は参加の可否について判断できる状態ではない。政府は、各分野における正確な情報開示と分析、そして国民的議論の場

を設定すべきである。さらには、国内農業の保護対策が無いままでは、食料自給率の低下に拍車をかけることになり、国が食料自給率50%を目標としている「食料・農業・農村基本計画」に相反することとなる。よって同協定の参加には反対するよう、市当局からも国、県に働きかけを。

原子力発電所事故に伴う被害の対応について

- ① 原子力発電所事故はいまだに収束していないことから、今後とも風評被害の防止に努め、さらには、事故の影響による農畜産物の出荷制限や風評被害を被った農家に対し十分な補償が講じられるよう国、県へ働きかけを。



栗林市長に建議書を手渡す細谷会長

農地の転用には 許可が必要です

農地を農地以外（住宅、店舗、資材置場、駐車場など）に利用する場合は、農地転用の許可が必要です。無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また、違反した場合には3年以下の懲役や300万円（法人は1億円）以下の罰金という罰則の適用もあります。詳細については農業委員会へお問い合わせください。

※自己所有地に2アール未満の農業用施設を建てる場合は、許可は不要ですが、まずは農業委員会にご相談ください。



農業委員名簿

大仙市の農業委員は次の皆さんです。

地域	氏名	住所
大曲	判田 勝補	大曲西根字小館
大曲	中野 久男	藤木字下野中
大曲	三浦 功	花館字下大戸
大曲	伊藤 隆康	高関上郷字中貫
大曲	渡邊 敏雄	川目字町東
大曲	佐藤 昇	角間川町字前田
大曲	小松 佐夫	内小友字宮林
大曲	松本 久明	大曲戸巻町
大曲	小松 憲司	四ツ屋字楡田
大曲	井上 時雄	内小友字山根
大曲	進藤 重孝	六郷西根字大保
神岡	黒川 雄一	神宮寺字宇留井谷地
神岡	石山 礼蔵	北樞岡字北樞岡
神岡	渡部 忠行	神宮寺字中瀬古川敷
西仙北	菅原 廣太郎	土川字大野前田
西仙北	田口 繁	寺館字常野
西仙北	佐々木 慧	円行寺字大場台
西仙北	佐々木 忠永	北野目字北野目
西仙北	後藤 健敏	土川字高林
西仙北	佐々木 京子	大沢郷宿字椒沢
中仙	鈴木 清敏	豊川字熊ノ堂
中仙	岩田 長市	鍵見内字小鳥田
中仙	高橋 章夫	長野字狐塚
中仙	伊藤 俊雄	上郷野字新関
中仙	田村 誠市	豊川字堂ノ前
中仙	佐藤 誠悦	豊岡字古川端
中仙	細谷 精悦	清水字野口田中
中仙	鈴木 静男	鍵見内字野中
協和	加藤 孝悦	協和峰吉川字岩瀬
協和	鈴木 正雄	協和下淀川字中里
協和	茂木 靖雄	協和稲沢字垣ノ根
協和	加藤 久孝	協和船岡字上一ノ渡
協和	安田 恭夫	協和中淀川字上宿
南外	伊藤 又工門	南外字下木直
南外	佐藤 吉男	南外字下袋
南外	佐々木 茂治	南外字無尻橋
仙北	佐々木 秀治	横堀字川戸賀
仙北	齋藤 久人	戸地谷字嶋田
仙北	土井 文夫	払田字下払田
仙北	小松 強	堀見内字東谷地村
仙北	大西 茂雄	高梨字一ノ坪
仙北	伊藤 稔	横堀字表木
太田	谷口 章	太田町川口字中村
太田	高橋 剛	太田町三本扇字篠沢
太田	泉 芳博	太田町齊内字南台
太田	長澤 信徳	太田町駒場字羽黒堂
太田	小松 一男	太田町東今泉字中村

【敬称略・順不同】

計 報

農業委員会協力員(仙北地域)の高橋一志氏が昨年12月1日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。
なお、1月の総会において、高橋氏に代わり原隆新氏が農業委員会協力員として新たに承認されました。

農地 Q&A

農地改良の手続きについて
田んぼに土を入れて畑にしたいのですが、
何か手続きが必要ですか？

Q 私が所有している転作田を畑にして利用したいと考えています。しかし、低地なので盛土をしようと思いましたが、農地に土を入れる場合は勝手にできず、農業委員会に届出が必要だと聞きました。どのような手続きをすればよいのですか。

A 農地は食料生産の基盤であり、安全かつ有効に利用されなければなりません。近年、農地を土捨て場としたり、産業廃棄物を投棄するといった本来の趣旨から外れた利用が問題となっています。こういった農地の不当な利用を防ぐため、農業委員会では農地に土を入れる前に土地所有者から「農地改良届」を提出していた

だき、その計画が適切かどうかを審査しています。
なお、農地改良の内容は、田から畑に限らず、田から田、畑から畑も同様の取り扱いとなります。
※「農地改良届」は、農地を農地として利用するため、土を入れる場合に限り、農地利用以外の目的で土を入れる場合は、農地転用の手続きをしてください。



申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日	総会終了後1週間以内
農地転用の許可(農地法第4・第5条)		翌月30日前後
農用地利用集積計画に関する申請		告示日(10日前後)終了後1週間以内
買受適格証明申請		総会終了後1～2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的には左記のとおりです。



許可申請の締切日等

事務局(神岡支所内)	0187-72-4611(直)
大曲分室(本庁内)	0187-63-1111(代)
■各支所・農林建設課内	
西仙北分室	0187-75-2966(直)
中仙分室	0187-56-2325(直)
協和分室	018-892-3694(直)
南外分室	0187-74-3001(直)
仙北分室	0187-63-3003(代)
太田分室	0187-88-1115(直)

農業委員会へのお問い合わせは



大仙市 農業委員会だより【第二号】

発行/大仙市農業委員会
〒019-11701
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか?



老後生活は、こんなに長い!

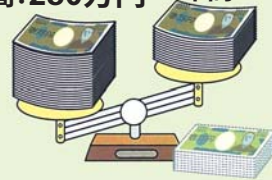
65歳からの平均余命は…



老後生活は、こんなにお金がかかる!

夫婦2人の場合

老後の家計費 年間:280万円
国民年金だけでは… 年間:158万円



年間:122万円
(1か月あたり約10万円)
不足

農業者年金は老後生活をがっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金!
- 終身年金で80歳までの保証付き!
- 支払った保険料は全額社会保険料控除!
- 手厚い政策支援! 保険料に国庫補助も
～農業者の方なら広くご加入いただけます～

公的年金ならではの
税制上の優遇措置

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、
通算すると最大で216万円

○ 保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

保険料額	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)	月額5万円 (年額60万円)	月額6.7万円 (年額80.4万円)
税率			
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

(注)各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

○ 農業者年金の年金額の試算

加入年齢	納付期間	性別	試算年金額(年額)	
			保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	89万円	134万円
		女性	77万円	116万円
30歳	30年	男性	59万円	88万円
		女性	51万円	76万円
40歳	20年	男性	35万円	52万円
		女性	30万円	45万円
50歳	10年	男性	15万円	23万円
		女性	13万円	20万円

(注)この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.40%となった場合の通常加入の試算です。付利率2.30%は、農業者年金の期待収益率(2.60%)から付利率準備金と調整準備金への繰入金率(0.30%)を控除して設定した率であり、予定利率1.40%は、農林水産省告示(H23.4.1施行)により定められている率です。

○ 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

詳しくは、お近くの農業委員会事務局および各分室へお問い合わせください。



広報専門委員会委員

編集後記

昨年は、東日本大震災によって多くの農業者が痛みを感じた一年でありました。関係する人達から「まだ終わってないよ」と叱られそうです。

まだ終わっていないものにTPPの問題があります。日本は食料を捨てて、貿易に生きていくという重大な選択を迫られているのに、大した議論もなく、締結した後で、また「想定外」の事態にならないようにしてもらいたいです。

広報専門委員会副委員長 佐々木京子

全国農業新聞

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!
農家のための情報誌
『全国農業新聞』

◆発行日 週回(金曜日)
◆発行元 全国農業会議所
◆購読料 月600円
[送料、税込み]

○お申込みは、
農業委員会事務局
または各分室まで

編集/大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
印刷/有佐藤印刷所

